

世田谷区立世田谷美術館の指定管理者の選定について

(付議の要旨)

平成29年4月からの世田谷区立世田谷美術館の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定する。

1. 主旨

世田谷区立世田谷美術館の指定期間が平成29年3月で終了することから、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立世田谷美術館条例に基づき、平成29年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

2. 指定管理者制度を適用する施設

(1) 施設名(所在地)

世田谷区立世田谷美術館(世田谷区砧公園1番2号)

世田谷区立世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館(世田谷区弦巻二丁目5番1号)

世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー(世田谷区成城二丁目22番17号)

世田谷区立世田谷美術館分館宮本三郎美術館(世田谷区奥沢五丁目38番13号)

(2) 現在の指定管理者 公益財団法人せたがや文化財団

(3) 現在の指定期間 5年間(平成24年4月1日~平成29年3月31日)

3. 指定管理者制度適用の理由、効果

現在の公益財団法人せたがや文化財団は平成18年度より指定管理者として、総合的な区の文化振興施策の牽引役を担っており、教育普及事業等の地域貢献事業において高い評価を受けている。また、収蔵品の管理もあり、施設管理と事業展開を一体的に行うことのメリットが大きいことから、指定管理者制度を継続する。

4. 指定期間

5年間(平成29年4月1日~平成34年3月31日)

5. 指定管理者候補者の選定方法について

(1) 選定方法

世田谷区立世田谷美術館条例第17条第1項に定めた特別の事情の規定に基づき、公募によらず指定管理者の候補者を選定することの可否について、選定委員会の審議を受けた上で選定方法を決定し、適格性の審査を行う。

(2) 特別の事情について

指定管理者制度運用に係る指針、第5の3「特別の事情」の「(2)施設の設置目的を達成するために、団体の専門性や地域との連携等指定管理者が客観的に特定される場合」及び「(4)現行の指定管理者の管理運営実績から、引き続き管理を行うことで施設に係る安定したサービス提供と事業効果が相当程度期待できる場合」に該当する。

【理由】

「世田谷区第2期文化・芸術振興計画（平成26年3月策定）」において、公益財団法人せたがや文化財団は当計画における施策推進の牽引役として位置付けられており、今後の区の文化施策の中核的な役割を担っている。また、美術館や文学館に対してのこれまでの寄贈者をはじめとする各館と関係者との信頼関係が構築されている。さらに収益性などの短期的な成果のみにとらわれず、中長期的な視点で、これまでに蓄積した事業実施の成果を活かし、事業の質を確保するとともに、関連団体や地域グループ等と連携・協力しながら継続的に事業を実施している。

また、文化生活情報センター、美術館、文学館の3館を同一の団体に管理させることによって、管理面での経費節減が図ることができるとともに、各館の収蔵品の相互活用や学芸員等が協働・連携して事業を実施することで、区民の鑑賞の機会を拡大できる。さらに、区が出資している法人に管理させることにより、長期的な視野で専門人材の育成とノウハウの継承された施設運営ができるため、現在の指定管理者である公益財団法人せたがや文化財団から事業計画書等の提出を受け審査を行う。

6. 審査体制

(1) 選定委員会の設置

指定管理者の候補者の選定に係る審査を行うため、世田谷区文化施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、選定委員会を設置する。

(2) 選定委員会の所掌

選定基準等に基づき、指定管理者の候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

(3) 選定委員会の構成

外部委員（学識経験者等）5名と、区職員3名とする。

7. 選定基準

世田谷区立世田谷美術館条例第17条第3項に定める選定基準に基づき選定を行う。

- (1) 美術館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
- (2) 美術館の効用を最大限に発揮させることができること。
- (3) 美術館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8. 今後のスケジュール（予定）

平成28年4月	区民生活常任委員会報告（選定方法）
5月～7月	選定期間（適格性審査）
8月	政策会議（選定結果）
9月	区民生活常任委員会報告（選定結果）
	第3回区議会定例会（指定管理者、指定期間等の提案）
平成29年4月1日	次期指定管理者による管理の開始